

専務理事規程

(平成8年8月7日制定)

(目的)

第1条 この規定は、社団法人長野法人会（以下「本会」という）の専務理事の服務及び労働条件を定め、会議の円滑な運営と業務態勢の確立を図ることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規定の定めのない事項については、本会の事務局運営規則を準用すると共に、労働基準法その他法令の定めるところによる。

(選任)

第3条 専務理事は、原則として本会の事務局経験者の中から選任する。

(定年)

第4条 専務理事は、満70歳をもって定年とする。

2 退職の日は、満70歳になった日の属する事業年度の最終日とする。

(報酬)

第5条 専務理事の報酬は事業年度を単位とする年俸制として、原則として毎年4月1日付をもって会長がこれを定める。

(諸手当)

第6条 報酬の他に支給する手当は通勤手当のみとし、家族手当ならびに職務手当はすべて報酬に含まれるものとする。

(退職金)

第7条 専務理事の退職金は、次により算定する。

退職金の支給額 = 退職時の年俸 ÷ 12 × 勤続年数

ただし、在職中の功労等により増額することができる。

2 事務局長等の年数は原則として勤続年数に通算しない。

(事務局長との兼務)

第8条 専務理事は、本会の事務局長を兼務することができるものとする。

2 兼務する者については、この規定が事務局長に関する規定より優先する。

(他の職務との兼務)

第9条 専務理事は、理事会の承認を得て他の団体等の職務を兼務することができる。

(規定の変更)

第10条 この規定は、理事会の決議を経なければこれを変更することはできない。

附 則

1 この規定は、平成9年4月1日より施行する。